

平成22年6月

オーナー様各位

大和ハウス工業株式会社

規制対象となる石綿（アスベスト）含有建材について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社商品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では石綿（アスベスト）含有建材の情報について、平成17年以降弊社ホームページに公開し随時更新を行っております。

その中で、平成19年9月の更新に際しましては、当社商品カタログ等で「ゼロアスベスト」と表示していた建材につきましても、含有建材として取扱いを変更していますが、これについての周知が十分でないことが判明しましたのであらためてご案内申し上げます。

今後も、最新情報を入手次第、公開情報を更新してまいりますので、随時ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 関連法令の改正について

平成18年9月より「労働安全衛生法施行令」および「石綿障害予防規則」が改正され、石綿規制の対象となるものの扱いが従来は石綿含有率が「1.0%を超える製品」であったものが、「0.1%を超える製品」と規制強化されました。

法改正を受けて、弊社ホームページ掲載の「商品ごとの石綿（アスベスト）含有建材の使用状況について」の内容を、一部の商品・部品において公開情報の更新を行いました。

2. 石綿含有建材として追加した建材

①対象建材

スレート瓦-彩色（石綿）スレート板：ザルフ、ニューアーバニー、グレイスノート
平成9年～平成13年11月 製造分

②追加理由

法改正に伴い石綿含有に係る定量解析方法の見直しが行われ、それまで検出できなかった1.0%以下についても分析可能となったため、「ゼロアスベスト」等の表示を行っていた建材について再分析を行ったところ規制対象となる0.1%を超えるものが確認されたため。

③カタログ等の表記について

法改正以前、弊社の一部戸建住宅および集合住宅商品のカタログ等において、上記対象建材を「ゼロアスベスト」等と表示しておりました。

結果として不正確な情報を提供しておりましたこと、お詫び申し上げます。

3. 健康に与える影響について

石綿含有建材として追加された建材の石綿含有率は法改正前の規制値（1.0%）を下回るごくわずかなレベルのものであり、セメント等で固定化された非飛散性の成形品です。従いまして、通常状態においては石綿の飛散はほとんどなく、健康障害を起こすことはありませんのでご安心下さい。

4. 今後の対応について

石綿問題に対しましては、関係省庁、業界団体、建材メーカー等と連携の上、関係法令を遵守するとともに、オーナー様に最新情報を提供するよう努めてまいります。

尚、屋根葺き材の葺き替え等の際は、弊社相談窓口にご一報下さいます様お願い申し上げます。
オーナー様におかれましては、今後とも弊社商品へ変わらぬご愛顧を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上